

〔道路メンテナンス年報〕
秋田の道路メンテナンス概要



2024年1月
秋田県道路メンテナンス会議

まえがき

秋田県内の国道や高速道路、県道、市町村道の道路延長は約 23,900 km におよび、その中には約 11,900 橋の橋梁、約 170 箇所 of トンネル、約 510 施設の道路附属物等があります。また、その道路構造物の多くが高度経済成長期に建設され、建設後 50 年を経過した道路施設の老朽化は急速に進行している状況です。

建設後 50 年を経過した橋梁は、2023 年 3 月末時点では約 3,300 橋で全体の 38% であり、20 年後には 80% の約 7,000 橋まで増加するため、老朽化対策の課題に早期に取り組むことが求められています。

このような状況の中、道路施設のメンテナンスサイクルの構築に向け 2014 年度から定期点検が義務化され、2018 年度までの 5 年間（1 巡目）で、各道路管理者により計画的に点検が実施されたところです。引き続き、2 巡目の点検を計画的に進めるとともに、点検結果を踏まえ個別施設ごとの長寿命化修繕計画を策定しながら補修・修繕等を進めていくこととしています。

「秋田県道路メンテナンス会議」は、県内の道路管理者が連携しながら道路インフラの予防保全や老朽化対策の体制強化を図るため 2014 年度に設立しました。これまでに道路施設の定期点検計画の策定や点検研修、修繕工事の現場見学会等を実施し、市町村への技術支援に取り組んできたところです。今後も引き続き、老朽化対策の着実な推進に向け新技術を活用するなど、点検結果を踏まえた補修・修繕等を継続的に実施していきます。

「秋田の道路メンテナンス概要」は、秋田県道路メンテナンス会議の取り組みの一環として、県内の道路施設の老朽化の実態やメンテナンスの取り組みについてとりまとめ、県民や道路利用者に情報発信するとともに、今後の措置方針立案に繋げていくものです。

秋田県道路メンテナンス会議 会長
(秋田河川国道事務所長) 松本 章

目 次

1	道路構造物の現状	1
	(1) 道路構造物の管理者	1
	(2) 道路構造物の急速な老朽化	1
2	秋田の道路メンテナンス概要について	2
	(1) 概要	2
	(2) 橋梁・トンネル・道路附属物等の健全性の診断について	2
3	橋梁・トンネル・道路附属物等の点検結果	3
	(1) 2巡目(2019～2022年度)の点検結果(全道路管理者)	3
	(2) 2巡目(2019～2022年度)の点検結果(管理者別)	5
	(3) 判定区分Ⅰ・Ⅱの施設の5年後の判定区分Ⅲ・Ⅳへの遷移状況	11
	(4) 過年度の点検(2014～2022年度)の実施施設の判定区分ごとの施設数と割合	14
	(5) 過年度の点検(2014～2022年度)の点検結果(全道路管理者)	17
	(6) 過年度の点検(2014～2022年度)の点検結果(管理者別)	18
4	判定区分Ⅲ、Ⅳの施設の修繕等措置の実施状況	20
	(1) 1巡目点検施設における修繕等措置の実施状況	20
	(2) 2巡目点検施設における修繕等措置の実施状況	24
	(3) 過年度の点検(2014～2022年度)の実施施設における修繕等措置の実施状況	27
	(4) 判定区分Ⅳの施設の措置状況	30
	(5) 修繕等措置の取り組み事例	31
5	道路メンテナンス会議の取り組み	37

1 道路構造物の現状

(1) 道路構造物の管理者

県内の道路には、橋梁やトンネル、道路附属物等といった道路構造物があります。このうち、橋梁の施設数が最も多く、約7割を市町村で管理しています。

表 1-1 道路管理者別の道路構造物等内訳

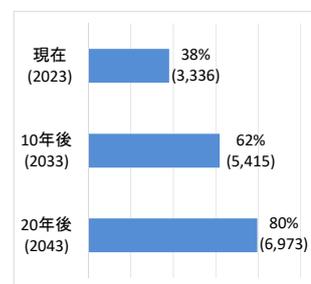
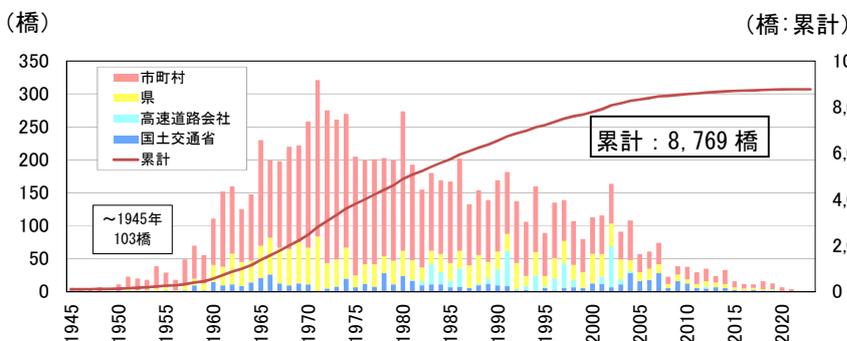
管理者	道路延長 (km)	橋梁 (橋)	トンネル (箇所)	道路附属物等 (施設)				
				シェッド	大型カルバート	横断歩道橋	門型標識等	
国土交通省	514	646	29	212	3	139	22	48
高速道路会社	203	372	20	101	1	73	0	27
県	3,242	2,296	84	153	95	26	9	23
市町村	19,955	8,587	35	45	15	21	7	2
合計	23,915	11,901	168	511	114	259	38	100

※2023年3月末時点
 ※道路延長は「道路統計年報2022」より集計

(2) 道路構造物の急速な老朽化

橋梁やトンネル、道路附属物等といった道路構造物は、その多くが高度経済成長期に建設され、今後、これらの老朽化が急速に進みます。

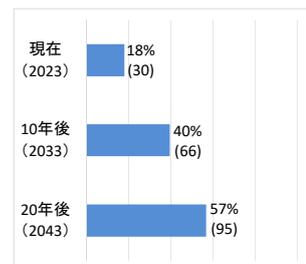
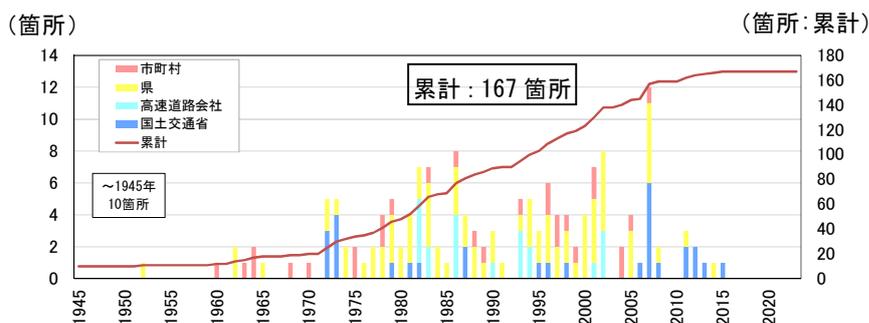
特に施設数の多い橋梁で見ると、建設後50年を経過した橋梁は、現在38%であり、10年後には62%に増加するため、計画的・効率的なメンテナンスサイクルの構築が必要な状況です。



※この他、古い橋梁など記録が確認できない建設年度不明橋梁が約3,100橋ある。
 (出典) 道路局調べ (2023.3 末時点)

図 1-1 建設年代別施設数 (橋梁)

図 1-2 建設後50年を経過した施設の割合 (橋梁)



※この他、古いトンネルなど記録が確認できない建設年度不明トンネルが1箇所ある。
 (出典) 道路局調べ (2023.3 末時点)

図 1-3 建設年代別施設数 (トンネル)

図 1-4 建設後50年を経過した施設の割合 (トンネル)

2 秋田の道路メンテナンス概要について

(1) 概要

- 秋田県道路メンテナンス会議では、県民・道路利用者に道路インフラの現状及び老朽化対策についてご理解頂くため、点検の実施状況や結果等を「秋田の道路メンテナンス概要」としてとりまとめています。
- 橋梁・トンネル・道路附属物等^{※1}については、2014～2018年度における1巡目点検（以降、1巡目点検）が完了し、2019年度より2巡目の点検に着手しています。
- 今回は、下記についてとりまとめました。
 - 2巡目（2019～2022年度）及び過年度（2014～2022年度）の点検結果^{※2}
 - 1巡目点検（2014～2018年度）、2巡目点検（2019～2022年度）、過年度の点検（2014～2022年度）における修繕等措置状況
- この調査結果は、点検結果を踏まえた今後の措置方針の立案等に活用します。

<p>道路の老朽化の現状はどうなっているのだろうか。</p> <p>→地域毎のデータ、経年的な変化等、様々な観点から県内の道路施設の老朽化の実態を把握することができます。</p>	<p>今後どのように措置していくのか。</p> <p>→各道路管理者は、自らの管理施設の老朽化の実態を踏まえ、今後の措置方針を立案していくことになります。</p>
---	---

※1 道路附属物等：シェッド、大型カルバート、横断歩道橋、門型標識等
 ※2 複数回点検している施設は最新の点検結果を基に集計
 ※3 本概要で掲載している施設数は、施設を管理する事務所等の所在地（県）で集計しています。

(2) 橋梁・トンネル・道路附属物等の健全性の診断について

全ての道路管理者は、2013年の道路法改正等を受け、2014年7月より5年に1回の頻度で近接目視による点検を実施しています。

健全性の診断は、以下の4段階に区分します。

区分		状態
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態。
II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じている可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。



写真2-1 橋梁点検状況



写真2-2 トンネル点検状況

3 橋梁・トンネル・道路附属物等の点検結果

(1) 2巡目(2019~2022年度)の点検結果(全道路管理者)

2巡目(2019~2022年度)の点検実施率は、橋梁 86%、トンネル 85%、道路附属物等 82%です。

判定区分の割合は、橋梁：Ⅰ 22%、Ⅱ 67%、Ⅲ 11%、Ⅳ 0.1%、トンネル：Ⅰ 1%、Ⅱ 58%、Ⅲ 41%、Ⅳ 0%、道路附属物等：Ⅰ 20%、Ⅱ 58%、Ⅲ 21%、Ⅳ 0%です。

※判定区分の割合は四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。(次頁以降も同様)

○2巡目(2019~2022年度)の点検実施率(全道路管理者)

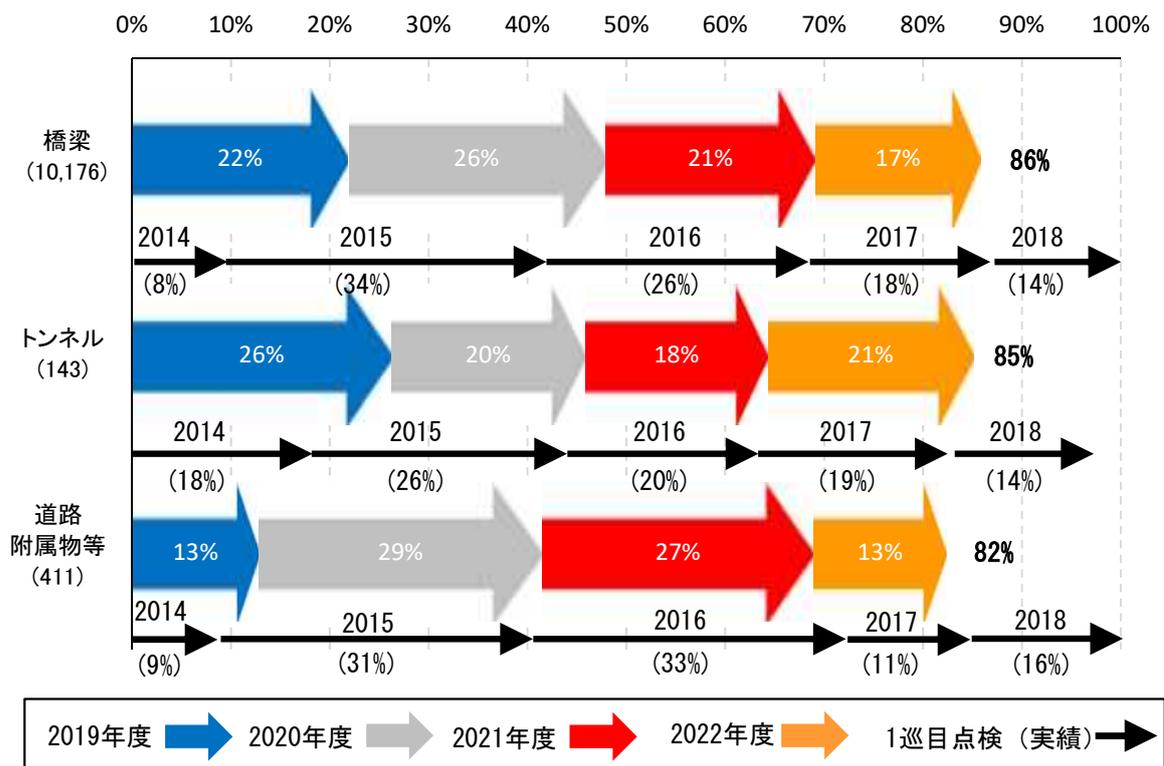


図3-1 2巡目(2019~2022年度)の点検実施率(全道路管理者合計)

※()内は、2019~2022年度に点検を実施した施設数の合計。
※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

表3-1 2巡目(2019~2022年度)の点検実施率(全道路管理者)

	管理施設数	うち点検対象施設数※1	点検実施数	点検実施率※2
橋梁	11,901	11,854	10,176	86% (86%)
トンネル	168	168	143	85% (83%)
道路附属物等	511	499	411	82% (84%)

※1：2023年3月時点での施設数のうち、供用後5年以内などを除いた施設数の合計。2023.3末時点
※2：点検対象施設数を分母とした点検実施数の割合。()内は、1巡目(2014~2017年度)における点検実施率であり、四捨五入の関係で上記グラフの年度毎の合計値とは一致しない場合がある。



図3-2 2巡目（2019～2022年度）の判定区分の割合（全道路管理者合計）

※（）内は、2巡目（2019～2022年度）に点検を実施した施設数の合計。

※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

表3-2 2巡目（2019～2022年度）の判定区分の割合（全道路管理者）

	点検実施数	判定区分			
		I	II	III	IV
橋梁	10,176	2,242	6,771	1,156	7
		22%	67%	11%	0.1%
トンネル	143	1	83	59	0
		1%	58%	41%	0%
道路附属物等	411	84	239	88	0
		20%	58%	21%	0%

2023.3 末時点

【参考】1巡目（2014～2018年度）の判定区分の割合（全道路管理者合計）



図3-3 1巡目（2014～2018年度）の判定区分の割合（全道路管理者合計）

※2019年3月時点での集計値

※（）内は、1巡目（2014～2018年度）に点検を実施した施設数の合計。

※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

(2) 2巡目(2019~2022年度)の点検結果(管理者別)

① 橋梁

橋梁の2巡目(2019~2022年度)の累積点検実施率は、国土交通省 82%、高速道路会社 75%、県 81%、市町村 88%です。

全管理者の判定区割合は、I 22%、II 67%、III 11%、IV 0.1%です。

※判定区分の割合は四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

○2巡目(2019~2022年度)の点検実施率(橋梁)

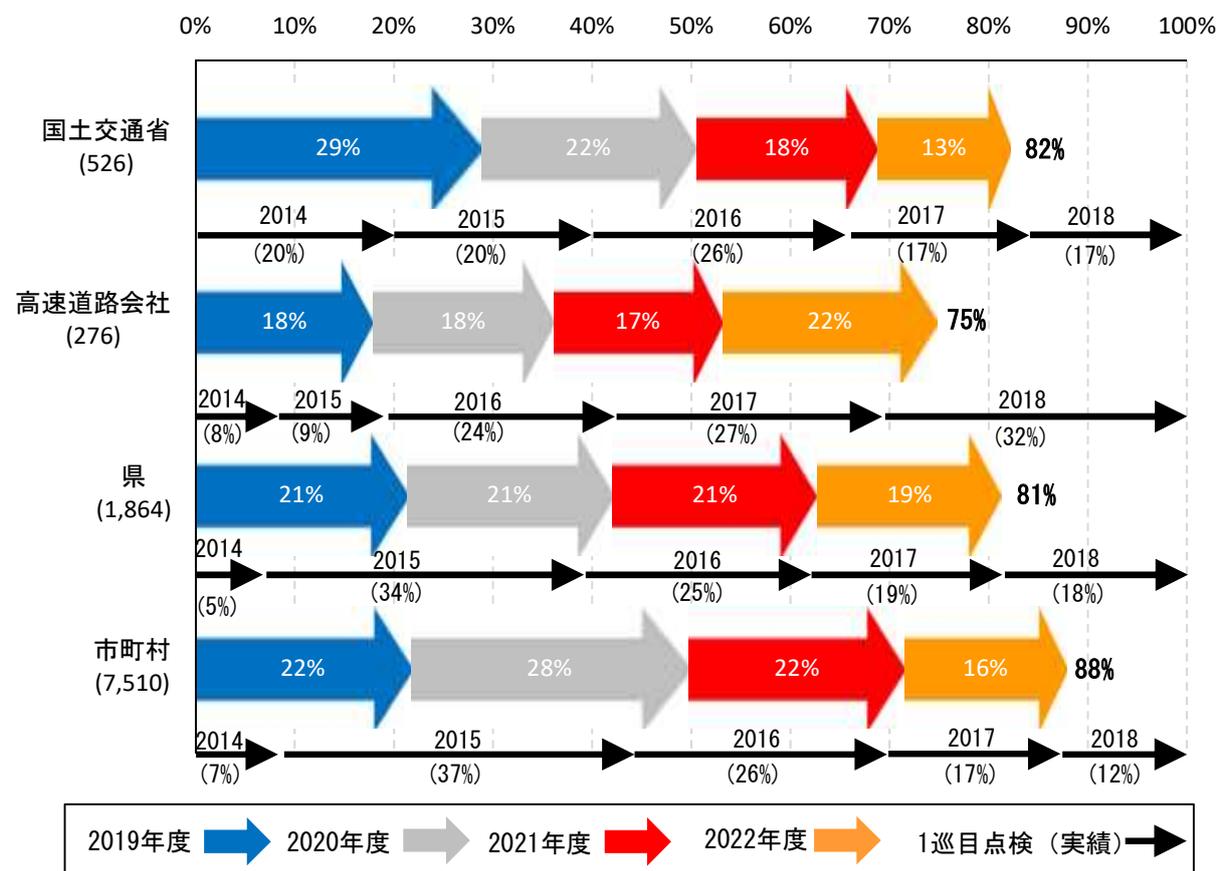


図3-4 2巡目(2019~2022年度)の点検実施率(橋梁)

※()内は、2019~2022年度に点検を実施した施設数の合計。

※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

表3-3 2巡目(2019~2022年度)の点検実施率(橋梁)

管理者	管理施設数	うち点検対象施設数※1	点検実施数	点検実施率※2
国土交通省	646	640	526	82% (83%)
高速道路会社	372	369	276	75% (68%)
県	2,296	2,293	1,864	81% (83%)
市町村	8,587	8,552	7,510	88% (87%)
合計	11,901	11,854	10,176	86% (86%)

※1: 2023年3月時点での施設数のうち、供用後5年以内などを除いた施設数の合計。

2023.3末時点

※2: 点検対象施設数を分母とした点検実施数の割合。()内は、1巡目(2014~2017年度)における点検実施率。

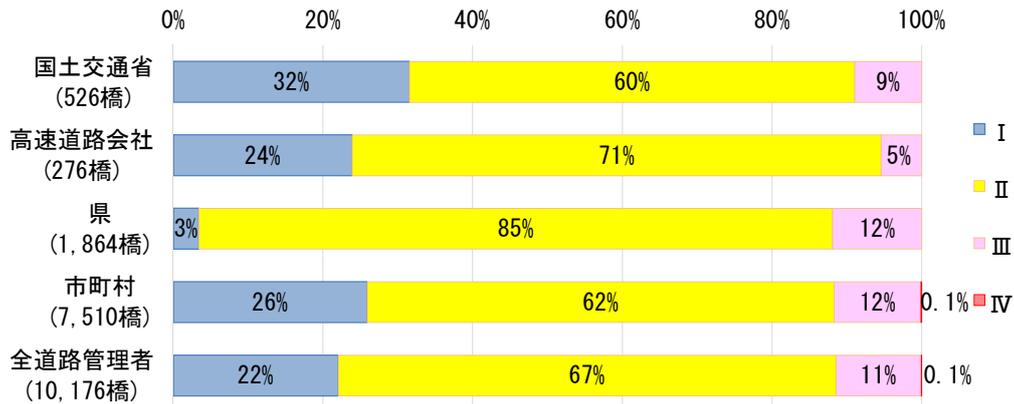


図3-5 2巡目（2019～2022年度）の判定区分の割合（橋梁）

※（）内は、2巡目（2019～2022年度）に点検を実施した施設数の合計。
 ※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

表3-4 2巡目（2019～2022年度）の判定区分の割合（橋梁）

管理者	点検実施数	判定区分			
		I	II	III	IV
国土交通省	526	166	313	47	0
		32%	60%	9%	0%
高速道路会社	276	66	195	15	0
		24%	71%	5%	0%
県	1,864	64	1,578	222	0
		3%	85%	12%	0%
市町村	7,510	1,946	4,685	872	7
		26%	62%	12%	0.1%
合計	10,176	2,242	6,771	1,156	7
		22%	67%	11%	0.1%

2023.3 末時点

【参考】1巡目（2014～2018年度）の判定区分の割合（橋梁）

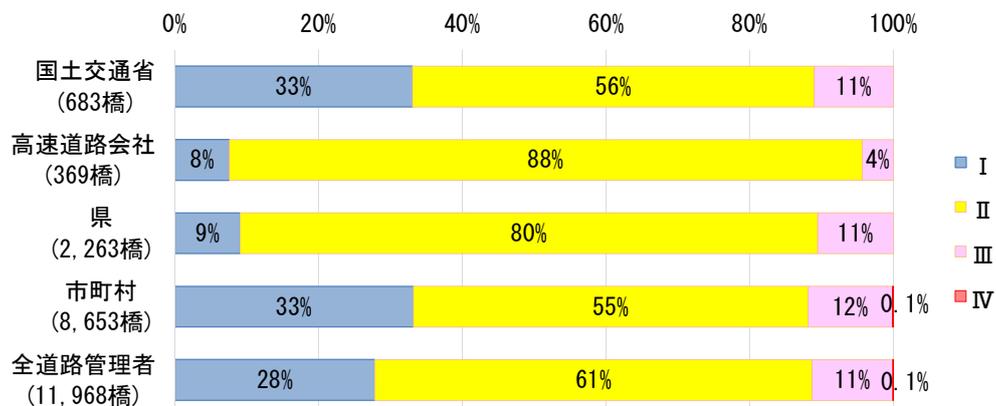


図3-6 1巡目（2014～2018年度）の判定区分の割合（橋梁）

※2019年3月時点での集計値
 ※（）内は、1巡目（2014～2018年度）に点検を実施した施設数の合計。
 ※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

②トンネル

トンネルの2巡目（2019～2022年度）の累積点検実施率は、国土交通省 93%、高速道路会社 90%、県 85%、市町村 77%です。

全管理者の判定区分割合は、Ⅰ 1%、Ⅱ 58%、Ⅲ 41%、Ⅳ 0%です。

〇2巡目（2019～2022年度）の点検実施率（トンネル）

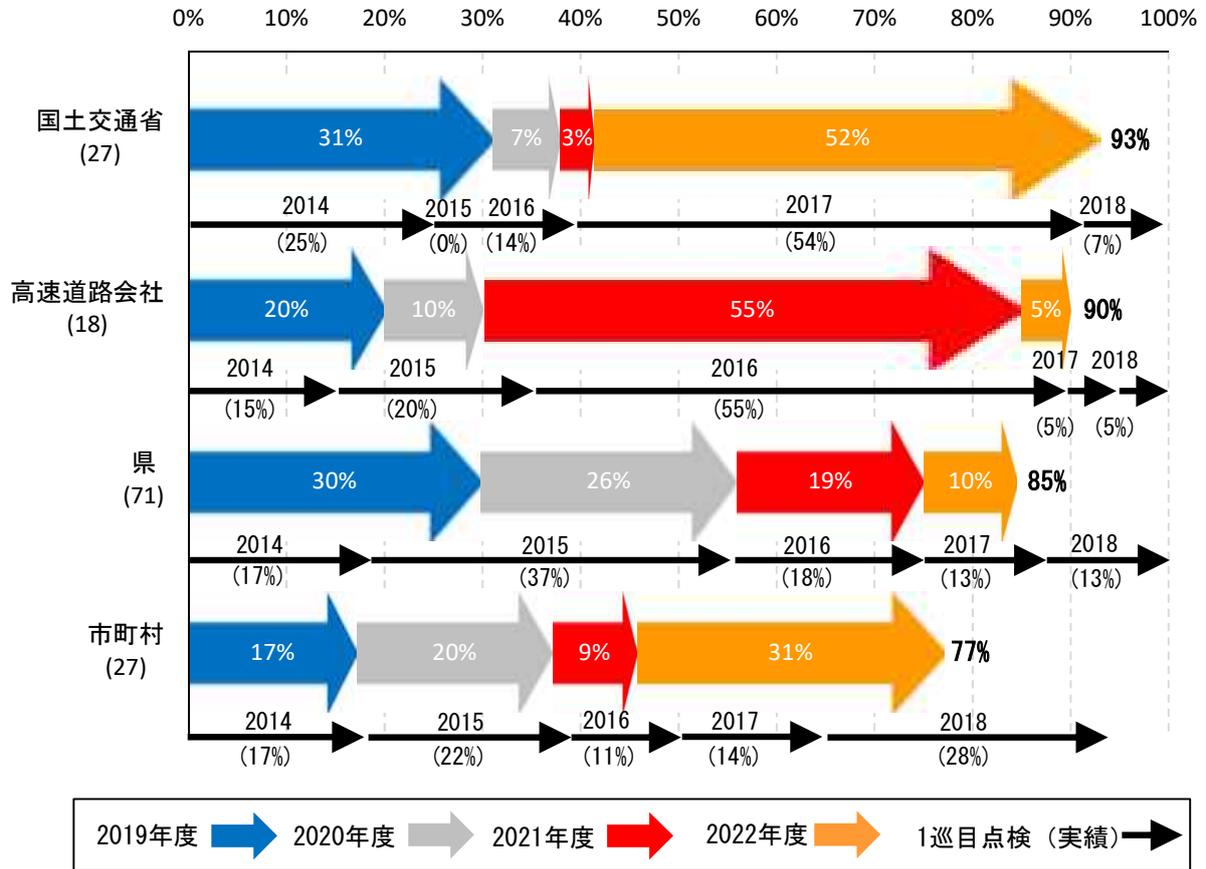


図3-7 2巡目（2019～2022年度）の点検実施率（トンネル）

※（）内は、2019～2022年度に点検を実施した施設数の合計。
※四捨五入の関係で合計値が100にならない場合がある。

表3-5 2巡目（2019～2022年度）の点検実施率（トンネル）

管理者	管理施設数	うち点検対象施設数※1	点検実施数	点検実施率※2
国土交通省	29	29	27	93% (93%)
高速道路会社	20	20	18	90% (95%)
県	84	84	71	85% (85%)
市町村	35	35	27	77% (64%)
合計	168	168	143	85% (83%)

※1：2023年3月時点での施設数のうち、供用後5年以内などを除いた施設数の合計。2023.3末時点
※2：点検対象施設数を分母とした点検実施数の割合。（）内は、1巡目（2014～2017年度）における点検実施率。

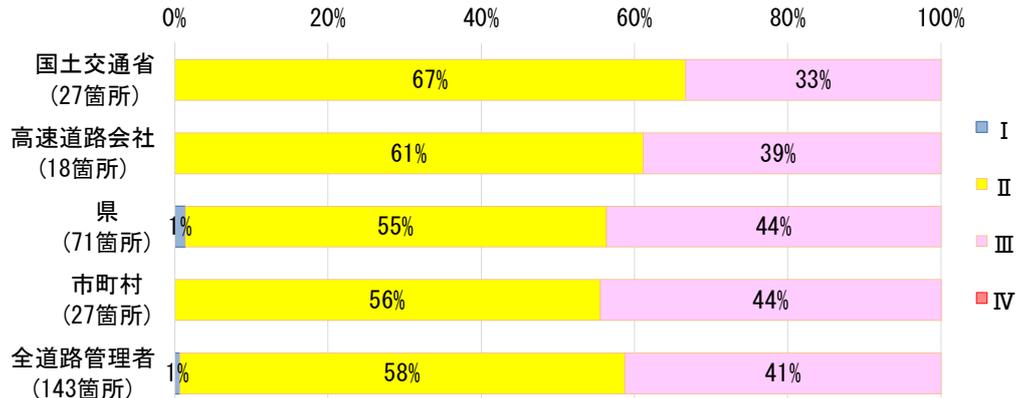


図3-8 2巡目（2019～2022年度）の判定区分の割合（トンネル）

※（）内は、2019～2022年度に点検を実施した施設数の合計。
※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

表3-6 2巡目（2019～2022年度）の判定区分の割合（トンネル）

管理者	点検実施数	判定区分			
		上段：実数、下段：割合			
		I	II	III	IV
国土交通省	27	0	18	9	0
		0%	67%	33%	0%
高速道路会社	18	0	11	7	0
		0%	61%	39%	0%
県	71	1	39	31	0
		1%	55%	44%	0%
市町村	27	0	15	12	0
		0%	56%	44%	0%
合計	143	1	83	59	0
		1%	58%	41%	0%

2023.3末時点

【参考】1巡目（2014～2018年度）の判定区分の割合（トンネル）

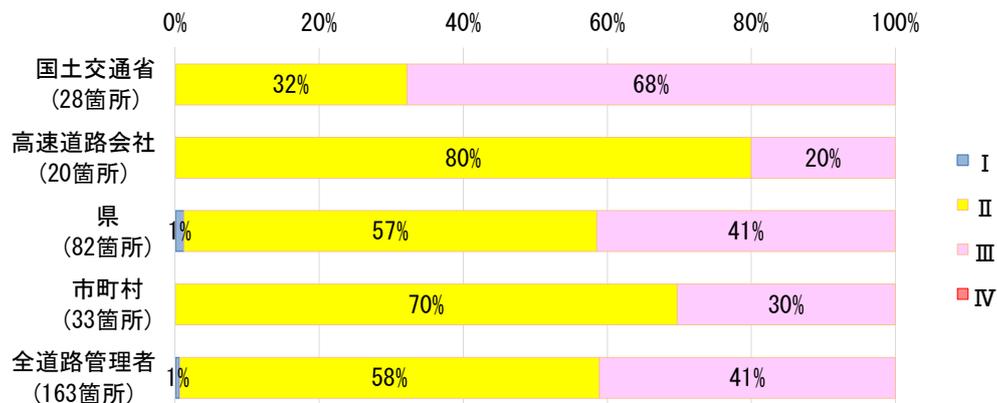


図3-9 1巡目（2014～2018年度）の判定区分の割合（トンネル）

※2019年3月時点での集計値
※（）内は、1巡目（2014～2018年度）に点検を実施した施設数の合計。
※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

③道路附属物等

道路附属物等の2巡目(2019~2022年度)の累積点検実施率は、国土交通省 80%、高速道路会社 80%、県 95%、市町村 58%です。

全管理者の判定区分割合は、I 20%、II 58%、III 21%、IV 0%です。

○2巡目(2019~2022年度)の点検実施率(道路附属物等)

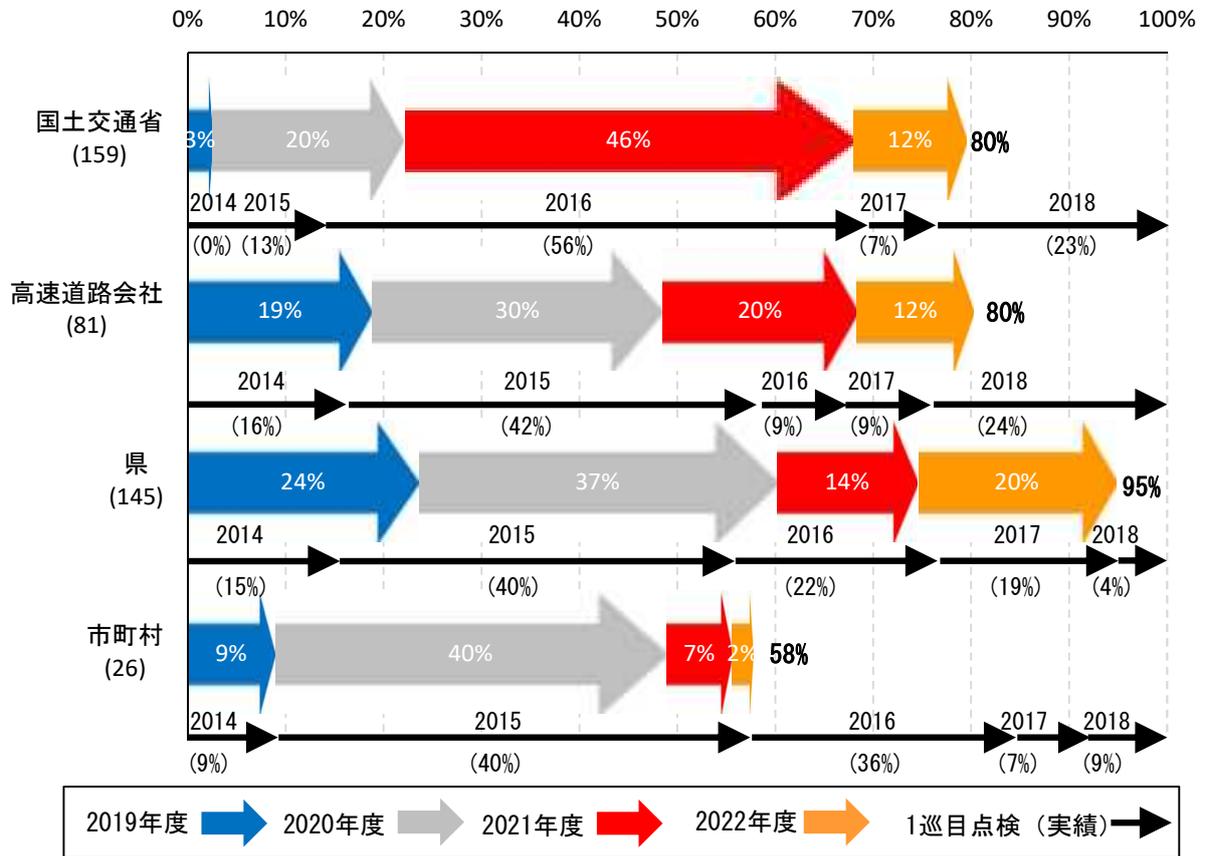


図3-10 2巡目(2019~2022年度)の点検実施率(道路附属物等)

※ () 内は、2019~2022年度に点検を実施した施設数の合計。
※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

表3-7 2巡目(2019~2022年度)の点検実施率(道路附属物等)

管理者	管理施設数	うち点検対象施設数※1	点検実施数	点検実施率※2
国土交通省	212	200	159	80% (76%)
高速道路会社	101	101	81	80% (76%)
県	153	153	145	95% (96%)
市町村	45	45	26	58% (92%)
合計	511	499	411	82% (84%)

※1: 2023年3月時点での施設数のうち、供用後5年以内などを除いた施設数の合計。 2023.3末時点
※2: 点検対象施設数を分母とした点検実施数の割合。()内は、1巡目(2014~2017年度)における点検実施率。

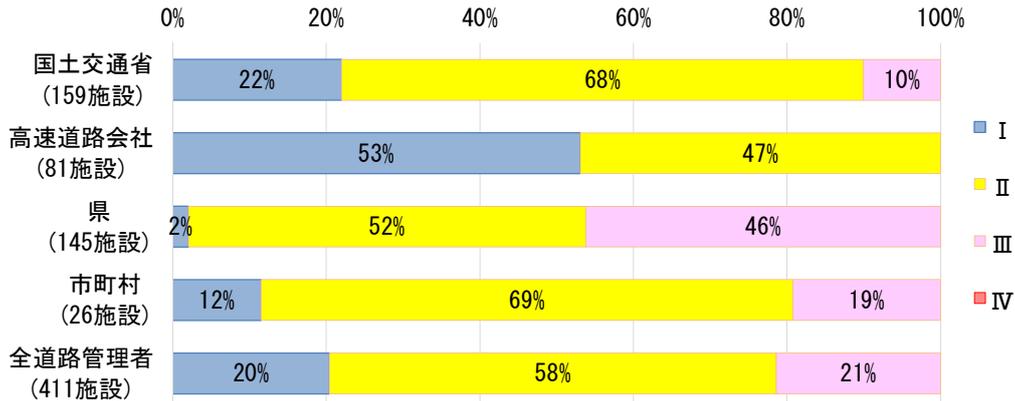


図3-1-1 2巡目（2019～2022年度）の判定区分の割合（道路附属物等）

※（）内は、2019～2022年度に点検を実施した施設数の合計。
 ※四捨五入の関係で合計値が100にならない場合がある。

表3-8 2巡目（2019～2022年度）の判定区分の割合（道路附属物等）

管理者	点検実施数	判定区分			
		I	II	III	IV
国土交通省	159	35	108	16	0
		22%	68%	10%	0%
高速道路会社	81	43	38	0	0
		53%	47%	0%	0%
県	145	3	75	67	0
		2%	52%	46%	0%
市町村	26	3	18	5	0
		12%	69%	19%	0%
合計	411	84	239	88	0
		20%	58%	21%	0%

2023.3 末時点

【参考】1巡目（2014～2018年度）の判定区分の割合（道路附属物等）

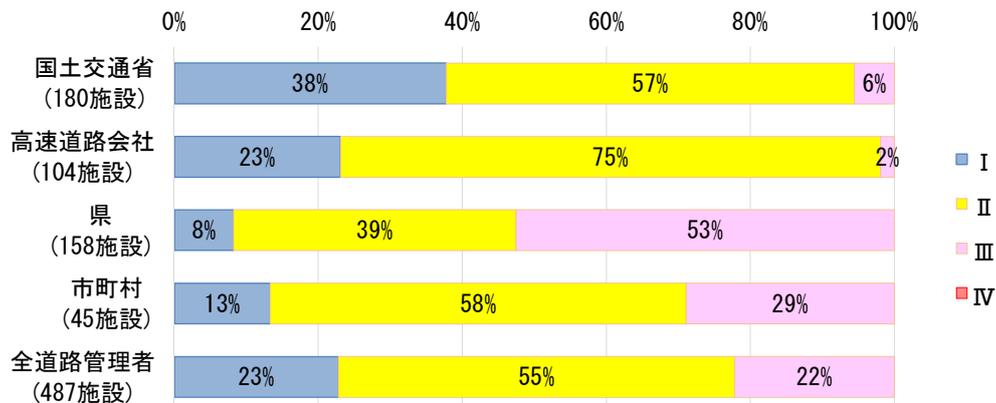


図3-1-2 1巡目（2014～2018年度）の判定区分の割合（道路附属物等）

※2019年3月時点での集計値
 ※（）内は、1巡目（2014～2018年度）に点検を実施した施設数の合計。
 ※四捨五入の関係で合計値が100にならない場合がある。

(3) 判定区分Ⅰ・Ⅱの施設の5年後の判定区分Ⅲ・Ⅳへの遷移状況

①橋梁

1巡目の2014～2017年度の点検で健全又は予防保全の観点から措置を講じることが望ましい状態（判定区分Ⅰ・Ⅱ）に診断された施設のうち、修繕等の措置を講じないまま、5年後の2019～2022年度の点検において、早期又は緊急に措置を講ずべき状態（判定区分Ⅲ・Ⅳ）へ遷移した割合は、全道路管理者で4%です。

建設後41年以上となる橋梁は建設後経過年数に比例して、判定区分Ⅰ・Ⅱから判定区分Ⅲ・Ⅳに遷移した割合が高くなっています。

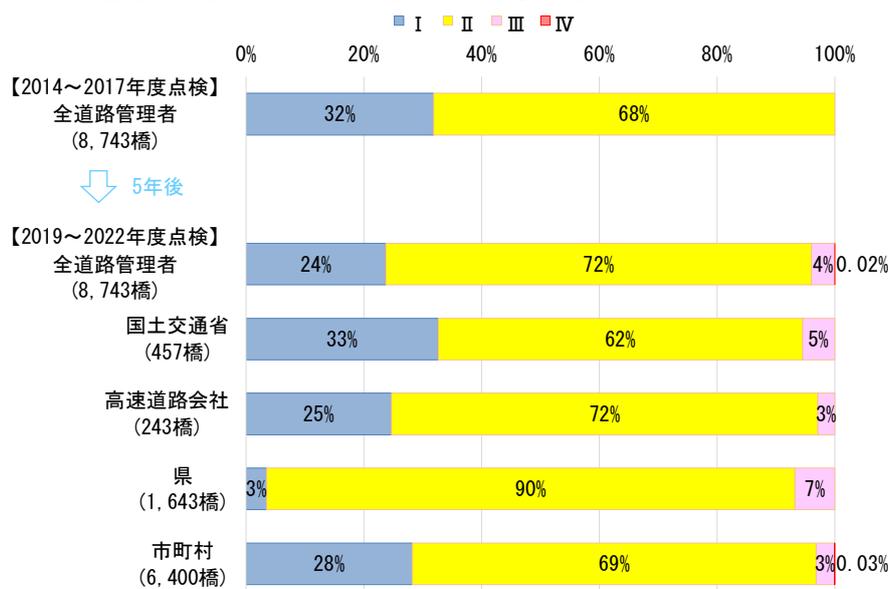


図3-13 管理者別の判定区分の遷移状況

※ () 内は、1巡目（2014～2017年度）の結果が判定区分ⅠまたはⅡとなった橋梁数の内、修繕等の措置を講じないまま5年後の2019～2022年度に点検を実施した橋梁の合計。
※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

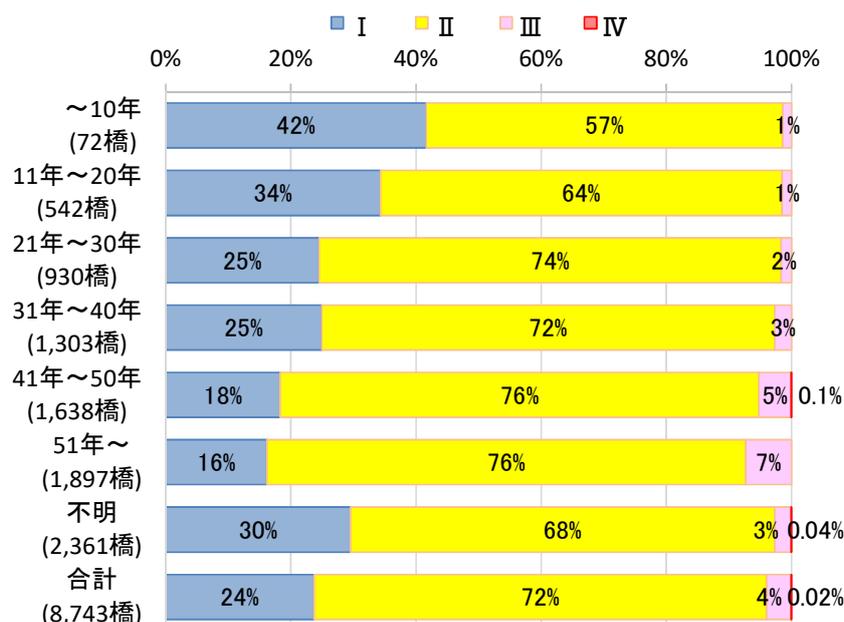


図3-14 建設年数別の遷移状況（全道路管理者）

※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

②トンネル

1巡目の2014～2017年度の点検で健全又は予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態（判定区分Ⅰ・Ⅱ）に診断された施設のうち、修繕等の措置を講じないまま、5年後の2019～2022年度の点検において、早期又は緊急に措置を講ずべき状態（判定区分Ⅲ・Ⅳ）へ遷移した割合は、全道路管理者で19%です。

トンネルでは、判定区分Ⅰ・Ⅱから判定区分Ⅲ・Ⅳに遷移した割合と建設年数の間に明らかな関係性は見られません。

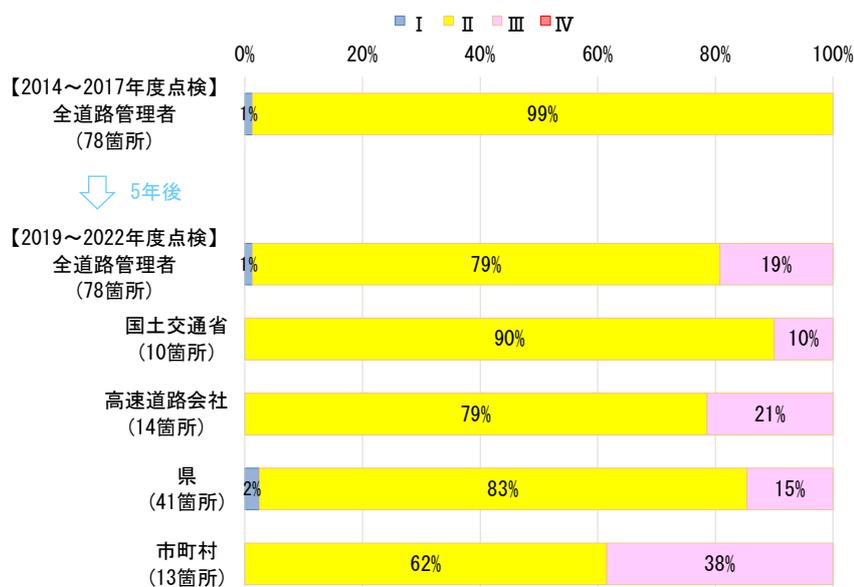


図3-15 管理者別の判定区分の遷移状況

※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

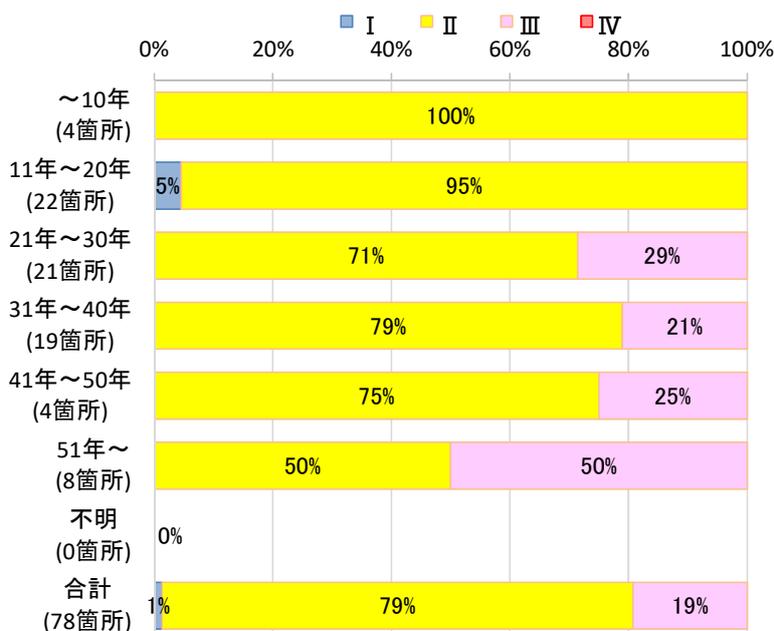


図3-16 建設年数別の遷移状況（全道路管理者）

※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

③道路附属物等

1 巡目の2014～2017年度の点検で健全又は予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態（判定区分Ⅰ・Ⅱ）に診断された施設のうち、修繕等の措置を講じないまま、5年後の2019～2022年度の点検において、早期又は緊急に措置を講ずべき状態（判定区分Ⅲ・Ⅳ）へ遷移した割合は、全道路管理者で7%です。

道路附属物等では、判定区分Ⅰ・Ⅱから判定区分Ⅲ・Ⅳに遷移した割合と建設年数の間に明らかな関係性は見られません。

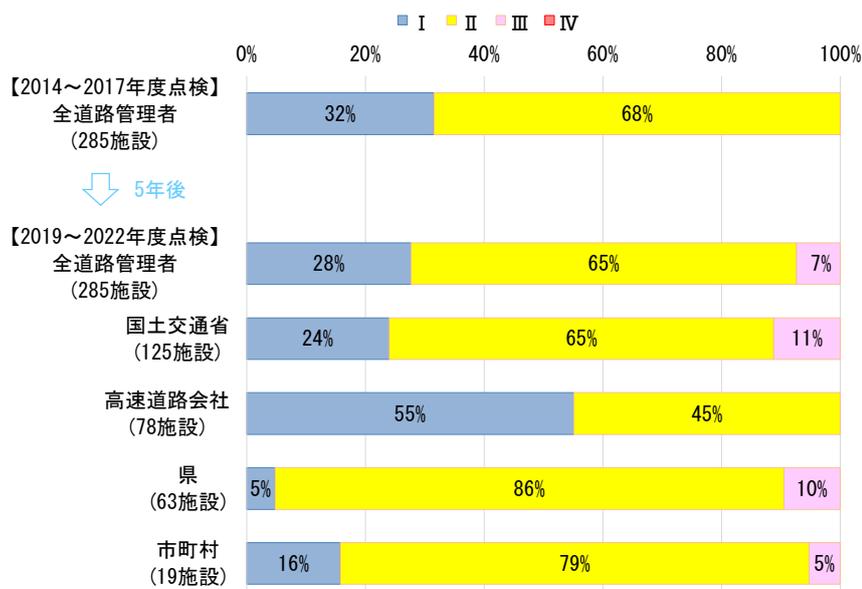


図3-17 管理者別の判定区分の遷移状況

※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

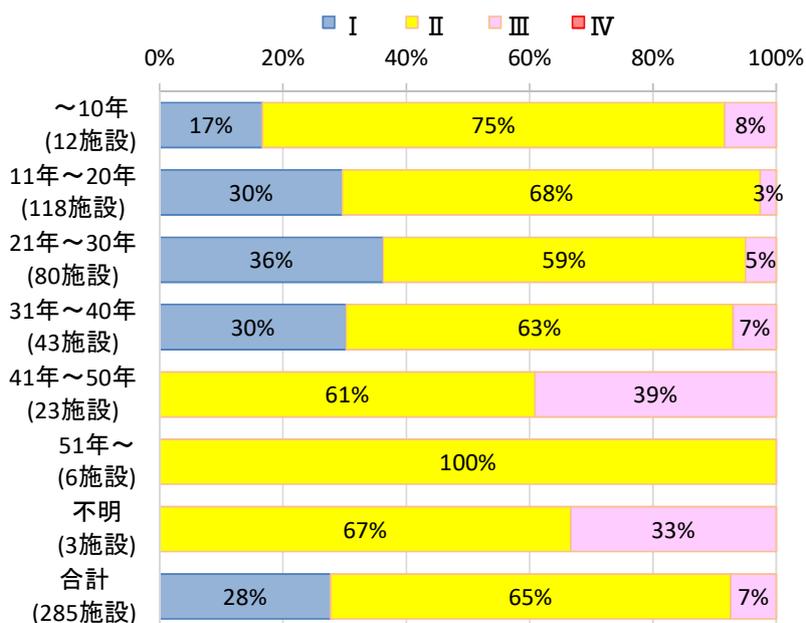


図3-18 建設年数別の遷移状況（全道路管理者）

※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

(4) 過年度の点検（2014～2022年度）の実施施設の判定区分ごとの施設数と割合

① 橋梁

過年度の点検（2014～2022年度）における判定区分の割合は、Ⅰ 23%、Ⅱ 66%、Ⅲ 11%、Ⅳ 0.1%であり、修繕等が必要な判定区分Ⅲ・Ⅳの橋梁は1,304橋です。1巡目点検結果から推移をみると、判定区分Ⅲの施設数が減少しています。

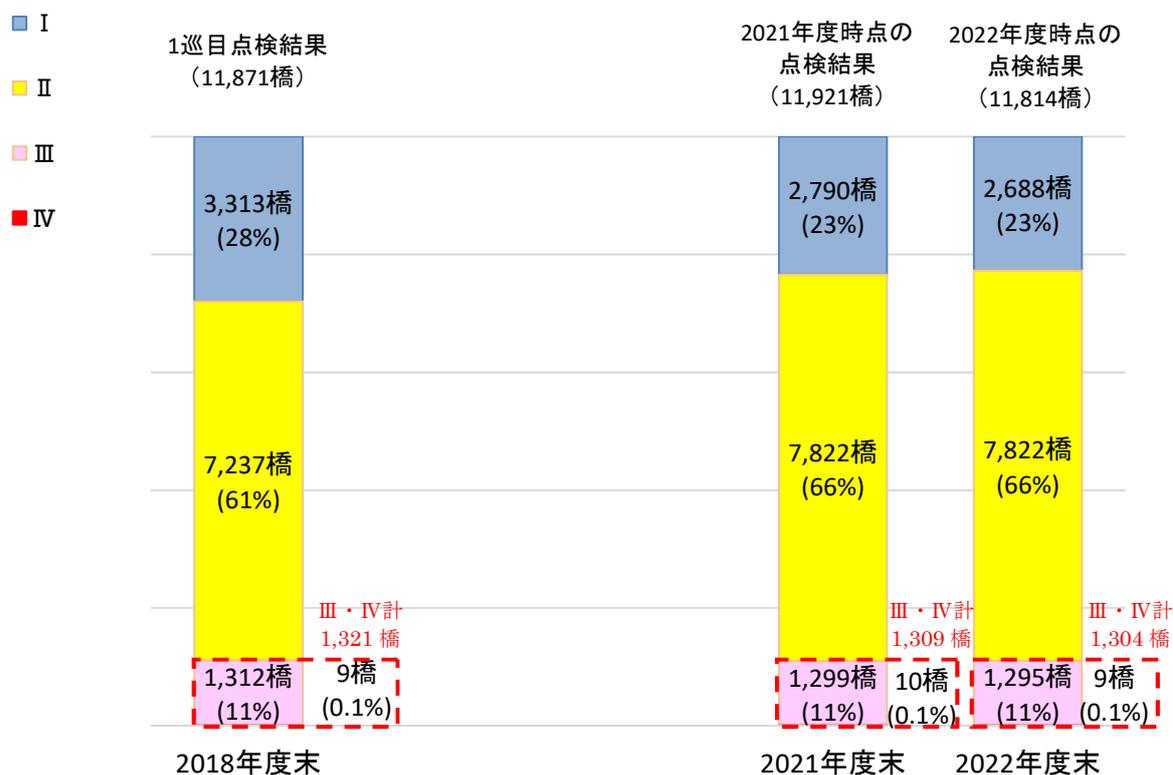


図3-19 各年度時点の判定区分の割合（橋梁）

※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

※複数回点検している施設は最新の点検結果を基に集計を行っている。

②トンネル

過年度の点検（2014～2022年度）における判定区分の割合は、Ⅰ 1%、Ⅱ 59%、Ⅲ 41%、Ⅳ 0%であり、修繕等が必要な判定区分Ⅲ・Ⅳのトンネルは67箇所です。

1巡目点検結果から推移をみると、判定区分Ⅲの施設数が減少しています。

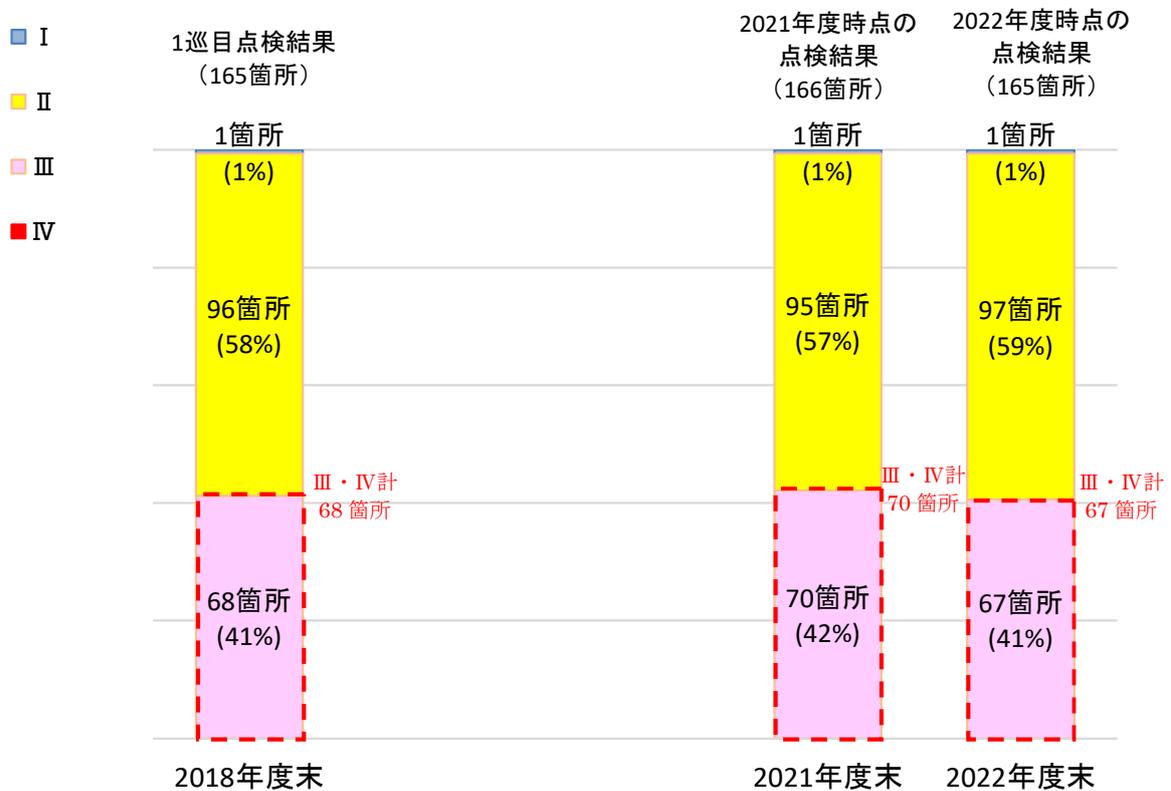


図3-20 各年度時点の判定区分の割合（トンネル）

※四捨五入の関係で合計値が100にならない場合がある。

※複数回点検している施設は最新の点検結果を基に集計を行っている。

③道路附属物等

過年度の点検（2014～2022年度）における判定区分の割合は、I 20%、II 61%、III 19%、IV 0%であり、修繕等が必要な判定区分III・IVの道路附属物等は97施設です。

1 巡目点検結果から推移をみると、判定区分IIIの施設数が減少しています。

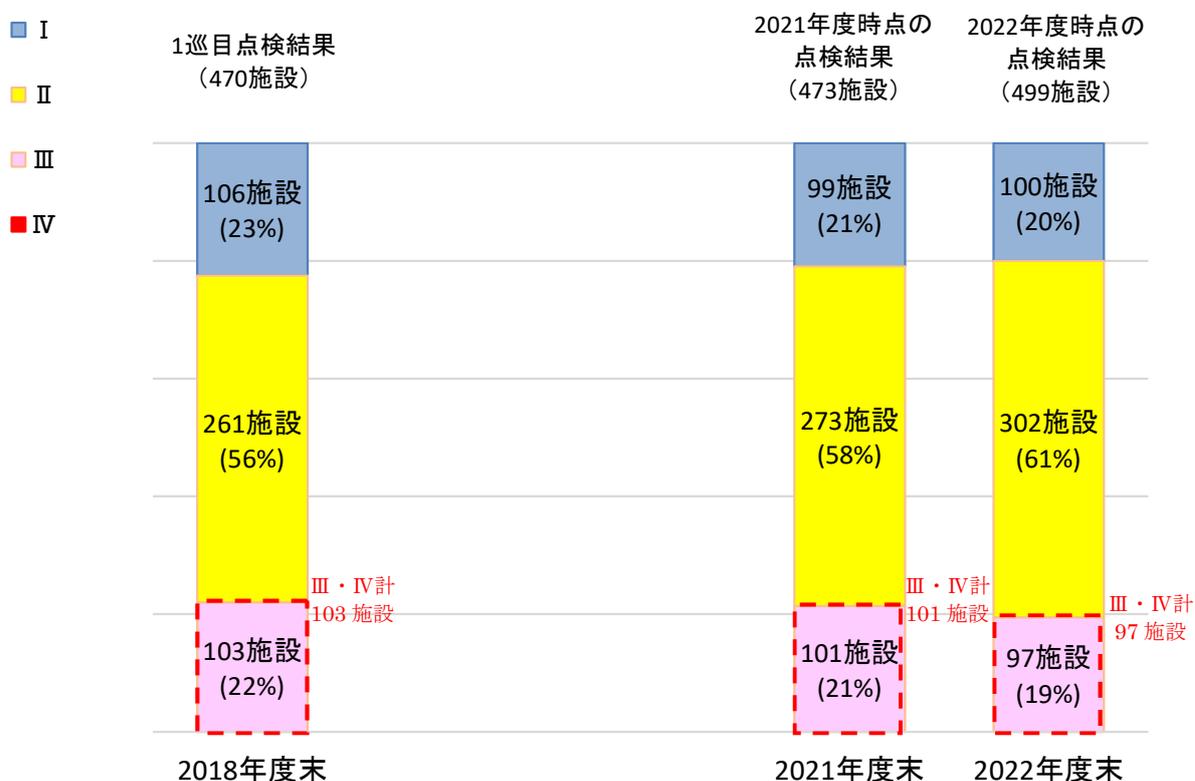


図3-21 各年度時点の判定区分の割合（道路附属物等）

※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。
 ※複数回点検している施設は最新の点検結果を基に集計を行っている。

(5) 過年度の点検（2014～2022年度）の点検結果（全道路管理者）

過年度の点検（2014～2022年度）における判定区分の割合は、橋梁：I 23%、II 66%、III 11%、IV 0.1%、トンネル：I 1%、II 59%、III 41%、IV 0%、道路附属物等：I 20%、II 61%、III 19%、IV 0%です。

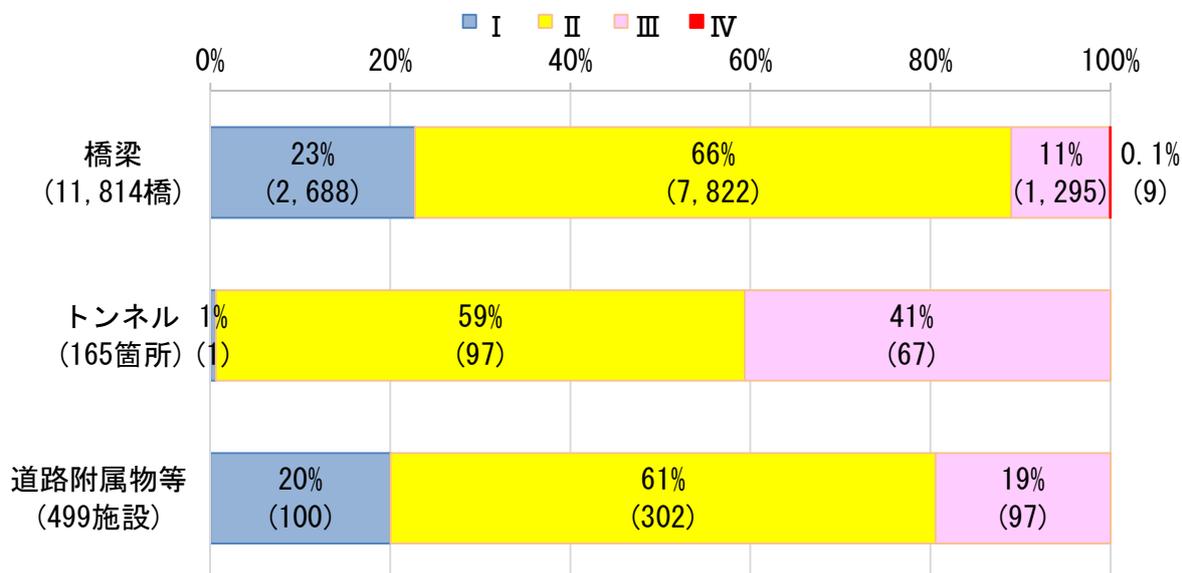


図3-22 2022年度末時点の判定区分の割合（全道路管理者）

※ () 内は、2023年3月末時点の施設数のうち、2014～2022年度に点検を実施した施設数の合計。
 ※複数回点検している施設は最新の点検結果を基に集計を行っている。
 ※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

(6) 過年度の点検（2014～2022年度）の点検結果（管理者別）

1) 国土交通省

過年度の点検（2014～2022年度）における判定区分の割合は、橋梁：I 33%、II 58%、III 9%、IV 0%、トンネル：I 0%、II 62%、III 38%、IV 0%、道路附属物等：I 22%、II 69%、III 9%、IV 0%です。

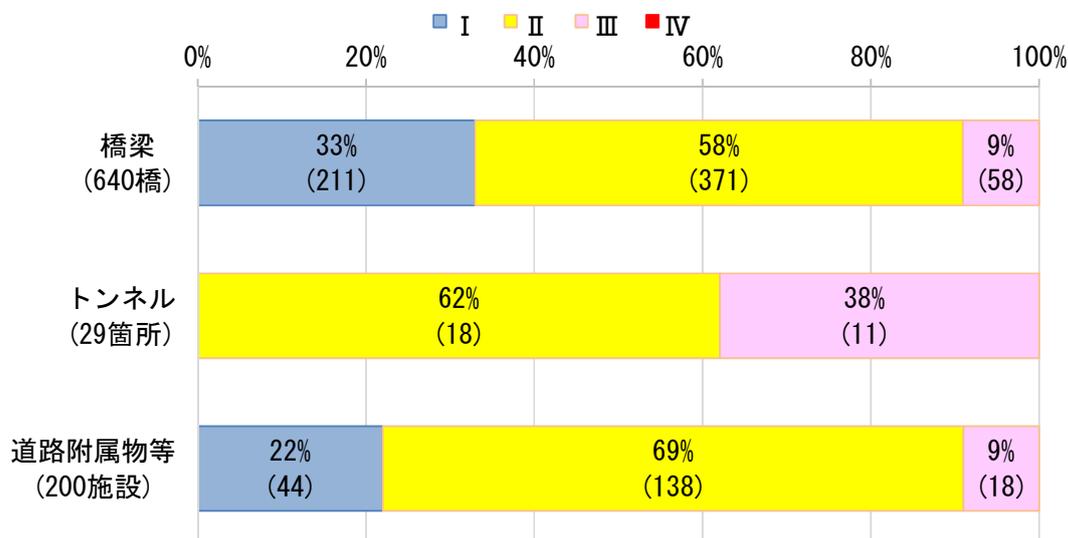


図3-23 2022年度末時点の判定区分の割合（国土交通省）

※（）内は、2023年3月末時点の施設数のうち、2014～2022年度に点検を実施した施設数の合計。
 ※複数回点検している施設は最新の点検結果を基に集計を行っている。
 ※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

2) 高速道路会社

過年度の点検（2014～2022年度）における判定区分の割合は、橋梁：I 22%、II 73%、III 5%、IV 0%、トンネル：I 0%、II 65%、III 35%、IV 0%、道路附属物等：I 47%、II 52%、III 1%、IV 0%です。

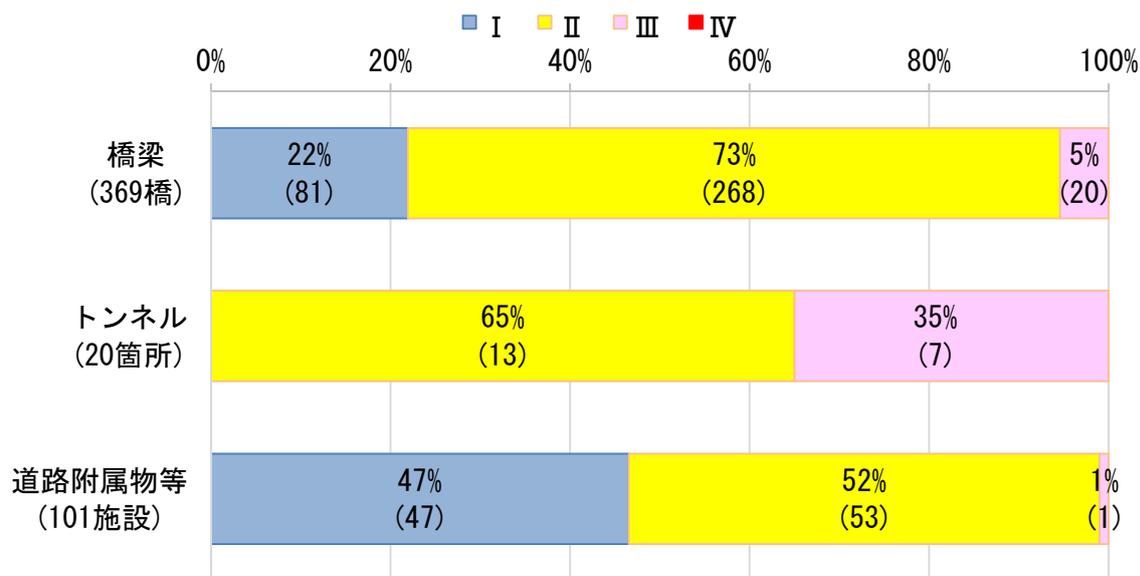


図3-24 2022年度末時点の判定区分の割合（高速道路会社）

※（）内は、2023年3月末時点の施設数のうち、2014～2022年度に点検を実施した施設数の合計。
 ※複数回点検している施設は最新の点検結果を基に集計を行っている。
 ※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

3) 県

過年度の点検（2014～2022 年度）における判定区分の割合は、橋梁：Ⅰ 4%、Ⅱ 84%、Ⅲ 12%、Ⅳ 0%、トンネル：Ⅰ 1%、Ⅱ 57%、Ⅲ 42%、Ⅳ 0%、道路附属物等：Ⅰ 4%、Ⅱ 52%、Ⅲ 44%、Ⅳ 0%です。

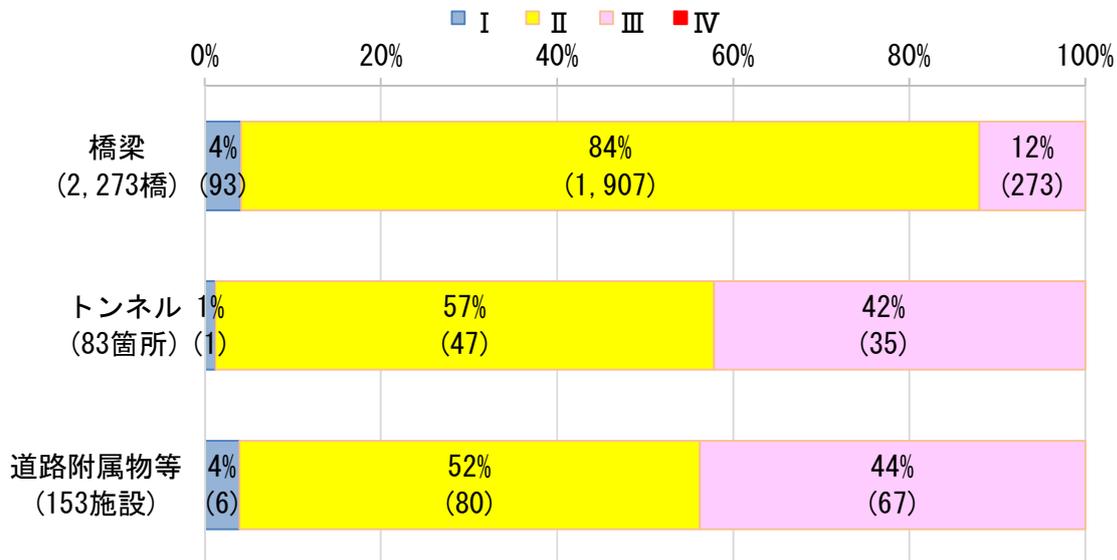


図3-25 2022年度末時点の判定区分の割合（県）

※（）内は、2023年3月末時点の施設数のうち、2014～2022年度に点検を実施した施設数の合計。
 ※複数回点検している施設は最新の点検結果を基に集計を行っている。
 ※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

4) 市町村

過年度の点検（2014～2022 年度）における判定区分の割合は、橋梁：Ⅰ 27%、Ⅱ 62%、Ⅲ 11%、Ⅳ 0.1%、トンネル：Ⅰ 0%、Ⅱ 58%、Ⅲ 42%、Ⅳ 0%、道路附属物等：Ⅰ 7%、Ⅱ 69%、Ⅲ 24%、Ⅳ 0%です。

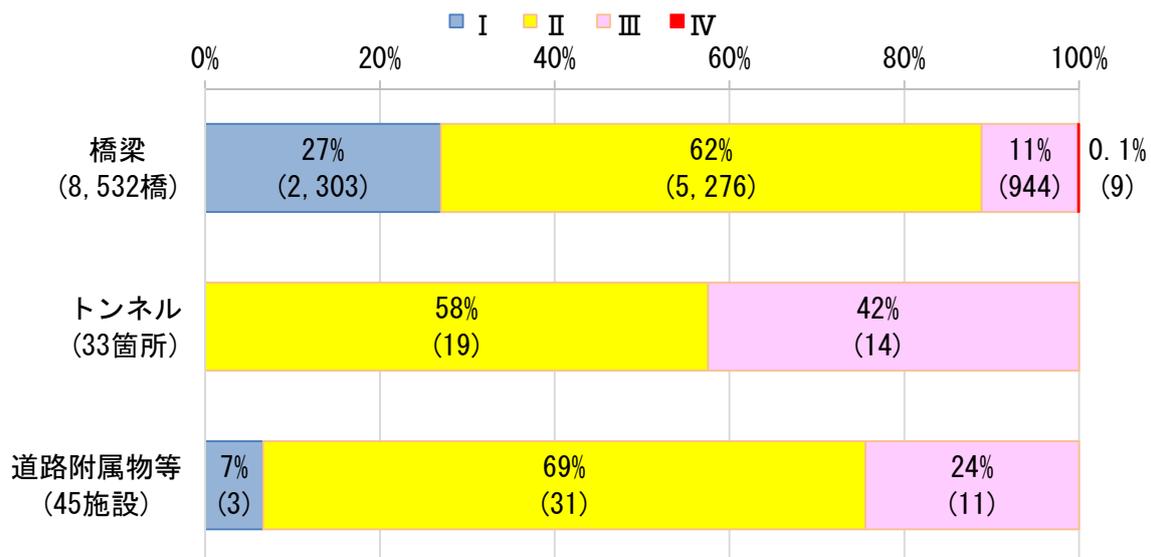


図3-26 2022年度末時点の判定区分の割合（市町村）

※（）内は、2023年3月末時点の施設数のうち、2014～2022年度に点検を実施した施設数の合計。
 ※複数回点検している施設は最新の点検結果を基に集計を行っている。
 ※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

4 判定区分Ⅲ、Ⅳの施設の修繕等措置の実施状況

(1) 1巡目点検（2014～2018年度）施設における修繕等措置の実施状況

各施設の修繕等措置については、定期点検の判定区分に応じて対策等を行います。

○判定区分Ⅲ

「構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態」と診断された施設は、次回点検まで（5年以内）に措置を講ずることとしています。

○判定区分Ⅳ

「構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態」と診断された施設は、損傷発見後、緊急に措置を講ずることとしています。

1) 判定区分Ⅲ・Ⅳの修繕等措置の実施状況（2022年度末時点）

1巡目点検（2014～2018年度）で判定区分Ⅲ、Ⅳと診断された施設の措置着手率（2022年度末時点）は、橋梁 57%、トンネル 92%、道路附属物等 91%となっています。

表 4-1 判定区分Ⅲ、Ⅳの修繕等措置の実施状況（全道路管理者）

	措置が必要な 施設数 A	措置に着手済 の施設数 B (B/A)	措置完了済 の施設数 C (C/A)
橋梁	1,304	742 (57%)	499 (38%)
トンネル	66	61 (92%)	47 (71%)
道路附属物等	103	94 (91%)	52 (50%)

2023.3 末時点

判定区分Ⅲ、Ⅳの修繕等措置
(2014～2018)

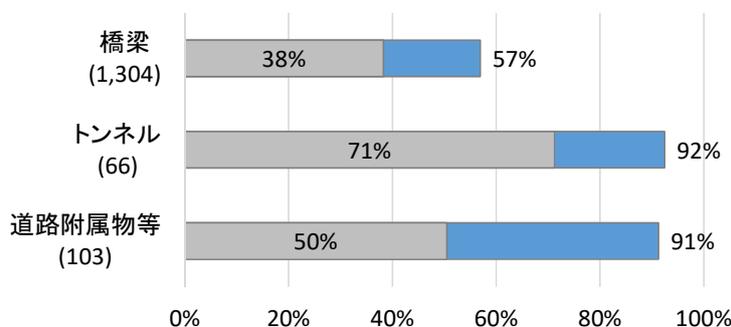


図 4-1 判定区分Ⅲ、Ⅳの修繕等措置（2014年度～2018年度）

2023.3 末時点

措置着手率 : 措置(設計を含む)に着手した割合(B/A)
措置完了率 : 措置が完了した割合(C/A)

①橋梁

1 巡目点検（2014～2018 年度）で早期に措置を講ずるべき状態（区分Ⅲ）又は緊急に措置を講ずるべき状態（区分Ⅳ）と判定された橋梁のうち、修繕等の措置に着手した割合は、2022 年度末時点で国土交通省 100%、高速道路会社 100%、地方公共団体 54%です。

完了した割合は、国土交通省 85%、高速道路会社 50%、地方公共団体 35%です。

表 4-2 橋梁の判定区分Ⅲ・Ⅳの修繕等措置の実施状況

管理者	措置が必要な施設数 A※1	措置に着手済の施設数 B (B/A)	うち完了済の施設数 C※2 (C/A)	点検実施年度	措置着手率(B/A)		措置完了率(C/A)	
					0%	100%	0%	100%
国土交通省	71	71 (100%)	60 (85%)	2014	100%	100%	100%	100%
				2015	100%	100%	100%	100%
				2016	92%	100%	92%	100%
				2017	73%	100%	73%	100%
				2018	36%	100%	36%	100%
高速道路会社	16	16 (100%)	8 (50%)	2014	—	—	—	—
				2015	50%	100%	50%	100%
				2016	0%	100%	0%	100%
				2017	100%	100%	100%	100%
				2018	25%	100%	25%	100%
地方公共団体計	1,217	655 (54%)	431 (35%)	2014	60%	79%	60%	79%
				2015	42%	57%	42%	57%
				2016	26%	46%	26%	46%
				2017	19%	39%	19%	39%
				2018	19%	41%	19%	41%
県	236	210 (89%)	113 (48%)	2014	73%	100%	73%	100%
				2015	70%	100%	70%	100%
				2016	45%	95%	45%	95%
				2017	16%	84%	16%	84%
				2018	16%	60%	16%	60%
市町村	981	445 (45%)	318 (32%)	2014	57%	75%	57%	75%
				2015	37%	49%	37%	49%
				2016	21%	34%	21%	34%
				2017	19%	31%	19%	31%
				2018	21%	32%	21%	32%
合計	1,304	742 (57%)	499 (38%)		38%	57%	38%	57%

措置着手率 : 措置(設計を含む)に着手した割合(B/A)

措置完了率 : 措置が完了した割合(C/A)

2023.3 末時点

※修繕等措置には、補修や補強などの施設の機能や耐久性等を維持又は回復するための「対策」のほか、「撤去」、定期的あるいは常時の「監視」、緊急に措置を講じることができない場合などの対応としての「通行規制・通行止」があるが、実施状況の集計からは「監視」は除く。

※1 : 1 巡目点検における判定区分Ⅲ、Ⅳの施設のうち、点検対象外となった施設を除く施設数。

※2 : 2 巡目点検で再度Ⅲ、Ⅳと診断された施設でも、1 巡目点検に対する措置が完了した施設は含む。

②トンネル

1 巡目点検（2014～2018 年度）で早期に措置を講ずるべき状態（区分Ⅲ）又は緊急に措置を講ずるべき状態（区分Ⅳ）と判定されたトンネルのうち、修繕等の措置に着手した割合は、2022 年度末時点で国土交通省 100%、高速道路会社 100%、地方公共団体 88%です。

完了した割合は、国土交通省 79%、高速道路会社 100%、地方公共団体 65%です。

表 4-3 トンネルの判定区分Ⅲ・Ⅳの修繕等措置の実施状況

管理者	措置が必要な施設数 A※1	措置に着手済の施設数 B (B/A)	うち完了済の施設数 C※2 (C/A)	点検実施年度	措置着手率(B/A)		措置完了率(C/A)	
					0%	100%	0%	100%
国土交通省	19	19 (100%)	15 (79%)	2014	100%	100%	100%	100%
				2015	—	—	—	—
				2016	0%	100%	100%	100%
				2017	91%	100%	100%	100%
				2018	0%	100%	100%	100%
高速道路会社	4	4 (100%)	4 (100%)	2014	100%	100%	100%	100%
				2015	100%	100%	100%	100%
				2016	100%	100%	100%	100%
				2017	—	—	—	—
				2018	—	—	—	—
地方公共団体計	43	38 (88%)	28 (65%)	2014	100%	100%	100%	100%
				2015	47%	82%	82%	82%
				2016	80%	100%	100%	100%
				2017	33%	33%	33%	33%
				2018	25%	100%	100%	100%
県	34	34 (100%)	24 (71%)	2014	100%	100%	100%	100%
				2015	57%	100%	100%	100%
				2016	67%	100%	100%	100%
				2017	100%	100%	100%	100%
				2018	25%	100%	100%	100%
市町村	9	4 (44%)	4 (44%)	2014	100%	100%	100%	100%
				2015	0%	100%	100%	100%
				2016	100%	100%	100%	100%
				2017	0%	100%	100%	100%
				2018	—	—	—	—
合計	66	61 (92%)	47 (71%)		71%	92%	92%	92%

措置着手率 : 措置（設計を含む）に着手した割合(B/A)

2023.3 末時点

措置完了率 : 措置が完了した割合(C/A)

※修繕等措置には、補修や補強などの施設の機能や耐久性等を維持又は回復するための「対策」のほか、「撤去」、定期的あるいは常時の「監視」、緊急に措置を講じることができない場合などの対応としての「通行規制・通行止」があるが、実施状況の集計からは「監視」は除く。

※1 : 1 巡目点検における判定区分Ⅲ、Ⅳの施設のうち、点検対象外となった施設を除く施設数。

※2 : 2 巡目点検で再度Ⅲ、Ⅳと診断された施設でも、1 巡目点検に対する措置が完了した施設は含む。

③道路附属物等

1 巡目点検（2014～2018 年度）で早期に措置を講ずるべき状態（区分Ⅲ）又は緊急に措置を講ずるべき状態（区分Ⅳ）と判定された道路附属物等のうち、修繕等の措置に着手した割合は、2022 年度末時点で国土交通省 100%、高速道路会社 100%、地方公共団体 90%です。

完了した割合は、国土交通省 88%、高速道路会社 100%、地方公共団体 46%です。

表 4-4 道路附属物等の判定区分Ⅲ・Ⅳの修繕等措置の実施状況

管理者	措置が必要な施設数 A※1	措置に着手済の施設数 B (B/A)	うち完了済の施設数 C※2 (C/A)	点検実施年度	措置着手率(B/A)		措置完了率(C/A)	
					0%	100%	0%	100%
国土交通省	8	8 (100%)	7 (88%)	2014	—	—	—	—
				2015	—	100%	100%	100%
				2016	—	100%	100%	100%
				2017	—	100%	100%	100%
				2018	50%	100%	100%	100%
高速道路会社	2	2 (100%)	2 (100%)	2014	—	—	—	—
				2015	—	—	—	—
				2016	—	100%	100%	100%
				2017	—	—	—	—
				2018	—	100%	100%	100%
地方公共団体計	93	84 (90%)	43 (46%)	2014	65%	100%	—	—
				2015	48%	88%	—	—
				2016	31%	81%	—	—
				2017	14%	100%	—	—
				2018	—	—	—	—
県	80	79 (99%)	39 (49%)	2014	61%	100%	—	—
				2015	52%	98%	—	—
				2016	33%	100%	—	—
				2017	17%	100%	—	—
				2018	—	—	—	—
市町村	13	5 (38%)	4 (31%)	2014	100%	100%	—	—
				2015	17%	17%	—	—
				2016	25%	25%	—	—
				2017	0%	100%	—	—
				2018	—	—	—	—
合計	103	94 (91%)	52 (50%)		50%	91%		

措置着手率 : 措置(設計を含む)に着手した割合(B/A)

2023.3 末時点

措置完了率 : 措置が完了した割合(C/A)

※修繕等措置には、補修や補強などの施設の機能や耐久性等を維持又は回復するための「対策」のほか、「撤去」、定期的あるいは常時の「監視」、緊急に措置を講じることができない場合などの対応としての「通行規制・通行止」があるが、実施状況の集計からは「監視」は除く。

※1 : 1 巡目点検における判定区分Ⅲ、Ⅳの施設のうち、点検対象外となった施設を除く施設数。

※2 : 2 巡目点検で再度Ⅲ、Ⅳと診断された施設でも、1 巡目点検に対する措置が完了した施設は含む。

(2) 2巡目点検施設における修繕等措置の実施状況

①橋梁

2巡目（2019～2022年度）の点検で早期に措置を講ずるべき状態（区分Ⅲ）又は緊急に措置を講ずるべき状態（区分Ⅳ）と判定された橋梁のうち、修繕等の措置に着手した割合は、2022年度末時点で国土交通省 60%、高速道路会社 60%、地方公共団体 30%です。

完了した割合は、国土交通省 11%、高速道路会社 33%、地方公共団体 11%です。

表4-5 橋梁の判定区分Ⅲ・Ⅳの修繕等措置の実施状況

管理者	措置が必要な施設数 A※1	措置に着手済の施設数 B (B/A)	うち完了済の施設数 C (C/A)	点検実施年度	措置着手率(B/A)		措置完了率(C/A)	
					0%	100%	0%	100%
国土交通省	47	28 (60%)	5 (11%)	2019	19%	75%	0%	0%
				2020	15%	92%	0%	0%
				2021	0%	18%	0%	0%
				2022	0%	29%	0%	0%
高速道路会社	15	9 (60%)	5 (33%)	2019	20%	60%	0%	0%
				2020	100%	100%	0%	0%
				2021	0%	40%	0%	0%
				2022	67%	67%	0%	0%
地方公共団体計	1,101	331 (30%)	122 (11%)	2019	18%	37%	0%	0%
				2020	11%	30%	0%	0%
				2021	6%	32%	0%	0%
				2022	1%	13%	0%	0%
県	222	125 (56%)	30 (14%)	2019	18%	49%	0%	0%
				2020	21%	70%	0%	0%
				2021	8%	73%	0%	0%
				2022	2%	34%	0%	0%
市町村	879	206 (23%)	92 (10%)	2019	19%	34%	0%	0%
				2020	9%	21%	0%	0%
				2021	5%	20%	0%	0%
				2022	0%	6%	0%	0%
合計	1,163	368 (32%)	132 (11%)		11%	32%	0%	0%

2023.3末時点

措置着手率 : 措置（設計を含む）に着手した割合(B/A)

措置完了率 : 措置が完了した割合(C/A)

※修繕等措置には、補修や補強などの施設の機能や耐久性等を維持又は回復するための「対策」のほか、「撤去」、定期的あるいは常時の「監視」、緊急に措置を講じることができない場合などの対応としての「通行規制・通行止」があるが、実施状況の集計からは「監視」は除く。

※1：2巡目（2019～2022年度）の点検における判定区分Ⅲ、Ⅳの施設数のうち、点検対象外となった施設を除く施設数。

②トンネル

2 巡目（2019～2022 年度）の点検で早期に措置を講ずるべき状態（区分Ⅲ）又は緊急に措置を講ずるべき状態（区分Ⅳ）と診断されたトンネルのうち、修繕等の措置に着手した割合は、2022 年度末時点で国土交通省 22%、高速道路会社 86%、地方公共団体 58%です。

完了した割合は、国土交通省 0%、高速道路会社 86%、地方公共団体 42%です。

表 4-6 トンネルの判定区分Ⅲ・Ⅳの修繕等措置の実施状況

管理者	措置が必要な施設数 A※1	措置に着手済の施設数 B (B/A)	うち完了済の施設数 C (C/A)	点検実施年度	措置着手率(B/A)		措置完了率(C/A)	
					0%	100%	0%	100%
国土交通省	9	2 (22%)	0 (0%)	2019	—	—	—	—
				2020	0%	100%	0%	100%
				2021	—	—	—	—
				2022	0%	—	—	—
高速道路会社	7	6 (86%)	6 (86%)	2019	—	100%	100%	100%
				2020	—	100%	100%	100%
				2021	75%	75%	75%	75%
				2022	—	—	—	—
地方公共団体計	43	25 (58%)	18 (42%)	2019	72%	83%	72%	83%
				2020	27%	60%	27%	60%
				2021	20%	20%	20%	20%
				2022	0%	—	—	—
県	31	24 (77%)	17 (55%)	2019	87%	100%	87%	100%
				2020	23%	62%	23%	62%
				2021	33%	33%	33%	33%
				2022	—	—	—	—
市町村	12	1 (8%)	1 (8%)	2019	0%	—	—	—
				2020	50%	50%	50%	50%
				2021	0%	—	—	—
				2022	0%	—	—	—
合計	59	33 (56%)	24 (41%)		41%	56%	41%	56%

措置着手率 : 措置(設計を含む)に着手した割合(B/A)

2023.3 末時点

措置完了率 : 措置が完了した割合(C/A)

※修繕等措置には、補修や補強などの施設の機能や耐久性等を維持又は回復するための「対策」のほか、「撤去」、定期的あるいは常時の「監視」、緊急に措置を講じることができない場合などの対応としての「通行規制・通行止」があるが、実施状況の集計からは「監視」は除く。

※1: 2 巡目（2019～2022 年度）の点検における判定区分Ⅲ、Ⅳの施設数のうち、点検対象外等となった施設を除く施設数。

③道路附属物等

2 巡目（2019～2022 年度）の点検で早期に措置を講ずるべき状態（区分Ⅲ）又は緊急に措置を講ずるべき状態（区分Ⅳ）と診断された道路附属物等のうち、修繕等の措置に着手した割合は、2022 年度末時点で国土交通省 44%、地方公共団体 75%です。

完了した割合は、国土交通省 0%、地方公共団体 24%です。

表 4-7 道路附属物等の判定区分Ⅲ・Ⅳの修繕等措置の実施状況

管理者	措置が必要な施設数 A※1	措置に着手済の施設数 B (B/A)	うち完了済の施設数 C (C/A)	点検実施年度	措置着手率(B/A)		措置完了率(C/A)	
					0%	100%	0%	100%
国土交通省	16	7 (44%)	0 (0%)	2019	—	—	—	—
				2020	—	—	—	—
				2021	0%	47%	—	—
				2022	0%	—	—	—
高速道路会社	0	0 (—)	0 (—)	2019	—	—	—	—
				2020	—	—	—	—
				2021	—	—	—	—
				2022	—	—	—	—
地方公共団体計	72	54 (75%)	17 (24%)	2019	44%	94%	—	—
				2020	21%	71%	—	—
				2021	0%	88%	—	—
				2022	0%	—	—	—
県	67	54 (81%)	17 (25%)	2019	44%	94%	—	—
				2020	24%	81%	—	—
				2021	0%	88%	—	—
				2022	0%	—	—	—
市町村	5	0 (0%)	0 (0%)	2019	—	—	—	—
				2020	0%	—	—	—
				2021	—	—	—	—
				2022	—	—	—	—
合計	88	61 (69%)	17 (19%)		19%	69%		

措置着手率 : 措置(設計を含む)に着手した割合(B/A)

2023.3 末時点

措置完了率 : 措置が完了した割合(C/A)

※修繕等措置には、補修や補強などの施設の機能や耐久性等を維持又は回復するための「対策」のほか、「撤去」、定期的あるいは常時の「監視」、緊急に措置を講じることができない場合などの対応としての「通行規制・通行止」があるが、実施状況の集計からは「監視」は除く。

※1 : 2 巡目（2019～2022 年度）の点検における判定区分Ⅲ、Ⅳの施設数のうち、点検対象外等となった施設を除く施設数。

(3) 過年度の点検（2014～2022年度）の実施施設における修繕等措置の実施状況

①橋梁

過年度の点検（2014～2022年度）で早期に措置を講ずるべき状態（区分Ⅲ）又は緊急に措置を講ずるべき状態（区分Ⅳ）と判定された橋梁のうち、修繕等の措置に着手した割合は、2022年度末時点で国土交通省 67%、高速道路会社 70%、地方公共団体 31%です。

完了した割合は、国土交通省 9%、高速道路会社 25%、地方公共団体 12%です。

表 4－8 橋梁の判定区分Ⅲ・Ⅳの修繕等措置の実施状況

管理者	措置が必要な 施設数 A※1	措置に着手済の 施設数		未着手 施設数 (A-B)
		B (B/A)	うち完了 C (C/A)	
国土交通省	58	39 (67%)	5 (9%)	19 (33%)
高速道路会社	20	14 (70%)	5 (25%)	6 (30%)
地方公共団体計	1,226	385 (31%)	150 (12%)	841 (69%)
県	273	155 (57%)	39 (14%)	118 (43%)
市町村	953	230 (24%)	111 (12%)	723 (76%)
合計	1,304	438 (34%)	160 (12%)	866 (66%)

2023.3 末時点

※修繕等措置には、補修や補強などの施設の機能や耐久性等を維持又は回復するための「対策」のほか、「撤去」、定期的あるいは常時の「監視」、緊急に措置を講じることができない場合などの対応としての「通行規制・通行止」があるが、実施状況の集計からは「監視」は除く。

※複数回点検している施設は最新の点検結果を基に集計を行っている。

※1：2022年度末時点の点検における判定区分Ⅲ、Ⅳの施設数のうち、点検対象外等となった施設を除く施設数。

②トンネル

過年度の点検（2014～2022年度）で早期に措置を講ずるべき状態（区分Ⅲ）又は緊急に措置を講ずるべき状態（区分Ⅳ）と判定されたトンネルのうち、修繕等の措置に着手した割合は、2022年度末時点で国土交通省 36%、高速道路会社 86%、地方公共団体 59%です。

完了した割合は、国土交通省 0%、高速道路会社 86%、地方公共団体 39%です。

表 4-9 トンネルの判定区分Ⅲ・Ⅳの修繕等措置の実施状況

管理者	措置が必要な 施設数 A※1	措置に着手済の 施設数		未着手 施設数 (A-B)
		B (B/A)	うち完了 C (C/A)	
国土交通省	11	4 (36%)	0 (0%)	7 (64%)
高速道路会社	7	6 (86%)	6 (86%)	1 (14%)
地方公共団体計	49	29 (59%)	19 (39%)	20 (41%)
県	35	28 (80%)	18 (51%)	7 (20%)
市町村	14	1 (7%)	1 (7%)	13 (93%)
合計	67	39 (58%)	25 (37%)	28 (42%)

2023.3 末時点

※修繕等措置には、補修や補強などの施設の機能や耐久性等を維持又は回復するための「対策」のほか、「撤去」、定期的あるいは常時の「監視」、緊急に措置を講じることができない場合などの対応としての「通行規制・通行止」があるが、実施状況の集計からは「監視」は除く。

※複数回点検している施設は最新の点検結果を基に集計を行っている。

※1：2022年度末時点の点検における判定区分Ⅲ、Ⅳの施設数のうち、点検対象外等となった施設を除く施設数。

③道路附属物等

過年度の点検（2014～2022年度）で早期に措置を講ずるべき状態（区分Ⅲ）又は緊急に措置を講ずるべき状態（区分Ⅳ）と判定された道路附属物等のうち、修繕等の措置に着手した割合は、2022年度末時点で国土交通省 50%、高速道路会社 100%、地方公共団体 72%です。

完了した割合は、国土交通省 0%、高速道路会社 0%、地方公共団体 22%です。

表 4-10 道路附属物等の判定区分Ⅲ・Ⅳの修繕等措置の実施状況

管理者	措置が必要な 施設数 A※1	措置に着手済の 施設数		未着手 施設数 (A-B)
		B (B/A)	うち完了 C (C/A)	
国土交通省	18	9 (50%)	0 (0%)	9 (50%)
高速道路会社	1	1 (100%)	0 (0%)	0 (0%)
地方公共団体計	78	56 (72%)	17 (22%)	22 (28%)
県	67	54 (81%)	17 (25%)	13 (19%)
市町村	11	2 (18%)	0 (0%)	9 (82%)
合計	97	66 (68%)	17 (18%)	31 (32%)

2023.3 末時点

※修繕等措置には、補修や補強などの施設の機能や耐久性等を維持又は回復するための「対策」のほか、「撤去」、定期的あるいは常時の「監視」、緊急に措置を講じることができない場合などの対応としての「通行規制・通行止」があるが、実施状況の集計からは「監視」は除く。

※複数回点検している施設は最新の点検結果を基に集計を行っている。

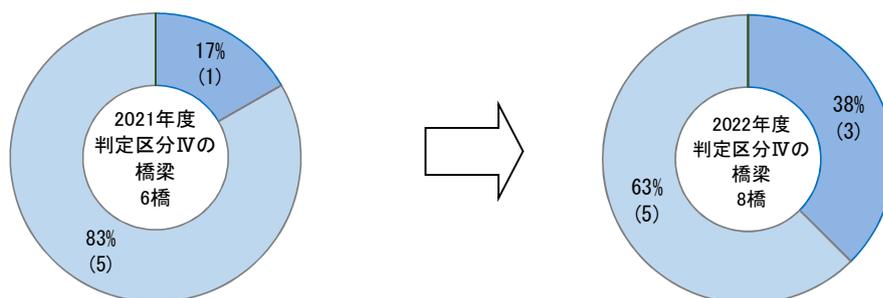
※1：2022年度末時点の点検における判定区分Ⅲ、Ⅳの施設数のうち、点検対象外等となった施設を除く施設数。

(4) 判定区分Ⅳの施設の措置状況

2022 年度末時点で判定区分Ⅳと診断された橋梁は、2021 年度末時点の 6 橋から 8 橋に増加し、内 3 橋は修繕・架替、5 橋は撤去・廃止中となっています。またトンネル及び道路附属物等が、2022 年度末時点で判定区分Ⅳと診断された施設はありません。

○判定区分Ⅳの橋梁の措置状況(予定含む)

■ 修繕・架替 ■ 機能転換 ■ 対応未定 ■ 撤去・廃止中(予定含む) ■ 撤去・廃止済等



(5) 修繕等措置の取り組み事例

①判定区分Ⅱの修繕事例（橋梁）

施設名：にし^{にしのぼし}野橋
 管理者：NEXCO 東日本 秋田管理事務所
 路線名：秋田自動車道
 位置：秋田県山本郡三種町
 建設年：2002年（平成14年）
 主な損傷：伸縮装置の破損



写真4-1 【全景】西野橋



写真4-2 【損傷】伸縮装置の破損

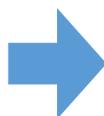


写真4-3 【対策】伸縮装置取替え

施設名：しら^{しらやまに}やまに^{ごうきょう}ごうきょう橋
 管理者：秋田市
 路線名：市道小又白山線
 位置：秋田県秋田市
 建設年：1970年（昭和45年）
 主な損傷：主桁および横桁の腐食、
 支承部の腐食、床版ひび割れ、
 橋面舗装ひび割れ



写真4-4 【全景】白山二号橋



写真4-5 【損傷】橋面舗装ひび割れ



写真4-6 【対策】
舗装打ち換え、伸縮装置交換

施設名：つちかいおおはし土買大橋
 管理者：国土交通省
 湯沢河川国道事務所
 路線名：国道13号
 位置：秋田県大仙市
 建設年：2000年（平成12年）
 主な損傷：主桁の腐食



写真4-7 【全景】土買大橋



写真4-8 【損傷】
 耐候性鋼材の腐食状況（桁端部）



写真4-9 【対策】
 桁端部の水洗い・ケレン及び塗装

②判定区分Ⅲの修繕事例（橋梁）

施設名：こしろいわばし小白岩橋
 管理者：国土交通省
 湯沢河川国道事務所
 路線名：国道13号
 位置：秋田県湯沢市
 建設年：1978年（昭和53年）
 主な損傷：主桁の鋼材露出、
 主桁下面のひび割れ



写真4-10 【全景】小白岩橋



写真4-11 【損傷】主桁の鋼材露出

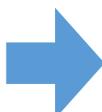


写真4-12 【対策】断面修復工

施設名：ほんじょうおおはし本荘大橋
 管理者：国土交通省
 秋田河川国道事務所
 路線名：国道7号
 位置：秋田県由利本荘市
 建設年：1966年（昭和41年）
 主な損傷：端横桁の腐食、欠損



写真4-13 【全景】本荘大橋



写真4-14 【損傷】
端横桁の腐食、欠損

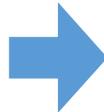


写真4-15 【対策】
端横桁の撤去・再構築

施設名：だいごうみぞばしそくどうきょう第1号溝橋側道橋
 管理者：国土交通省
 秋田河川国道事務所
 路線名：国道13号
 位置：秋田県秋田市
 建設年：1980年（昭和55年）
 主な損傷：沓座モルタルの欠損



写真4-16 【全景】第1号溝橋側道橋



写真4-17 【損傷】
沓座モルタルの欠損



写真4-18 【対策】
沓座モルタル補修

施設名：こんどわたりばし今度渡橋
 管理者：国土交通省
 能代河川国道事務所
 路線名：国道7号
 位置：秋田県大館市
 建設年：1958年（昭和33年）
 主な損傷：床版の剥離・鉄筋露出



写真4-19 【全景】今度渡橋



写真4-20 【損傷】
床版の剥離・鉄筋露出

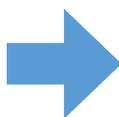


写真4-21 【対策】断面修復

施設名：いちわたしばし一の渡り橋
 管理者：秋田県 鹿角地域振興局
 路線名：国道282号
 位置：秋田県鹿角郡小坂町
 建設年：1967年（昭和42年）
 主な損傷：排水管、桁端部の腐食



写真4-22 【全景】一の渡り橋



写真4-23 【損傷】
排水管、桁端部の腐食

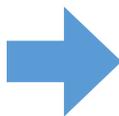


写真4-24 【対策】
排水管更新、桁端部再塗装

③判定区分Ⅲの修繕事例（トンネル）

施設名：千樹里^{ちぎり}トンネル
 管理者：秋田県 北秋田地域振興局
 路線名：県道 大館能代空港東線
 位置：秋田県北秋田市
 建設年：1998年（平成10年）
 主な損傷：うき・剥離



写真4-25 【全景】千樹里トンネル



写真4-26 【損傷】うき・剥離

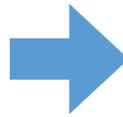


写真4-27 【対策】断面修復

施設名：田代峠^{たしろとうげ}トンネル
 管理者：秋田県 由利地域振興局
 路線名：県道 秋田雄和本荘線
 位置：秋田県由利本荘市
 建設年：1998年（平成10年）
 主な損傷：鋼材腐食、うき、はく離



写真4-28 【全景】田代峠トンネル



写真4-29 【損傷】鋼材腐食

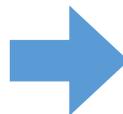


写真4-30 【対策】はつり、防錆処理、剥落対策

④判定区分Ⅲの修繕事例（シェッド）

施設名：北の沢3号スノーシェッド
管理者：秋田県 平鹿地域振興局
路線名：国道107号
位置：秋田県横手市
建設年：1976年（昭和51年）
主な損傷：腐食、防食劣化



写真4-31 【全景】
北の沢3号スノーシェッド



写真4-32 【損傷】鋼部材の腐食

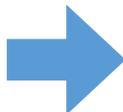


写真4-33 【対策】鋼部材更新

5 道路メンテナンス会議の取り組み

秋田県道路メンテナンス会議は、インフラの老朽化対策が社会的な課題となり、橋梁・トンネル等の定期的な点検がスタートした2014年度に、技術力の向上、インフラの長寿命化の推進、さらには道路インフラの維持管理についての情報共有や課題解決への連携と効率的な道路管理を行っていくことを目的に、県内の道路管理者が一体的な連携を図るための組織として設置されました。

特に市町村では、道路構造物の維持管理について技術的なノウハウや土木技術系職員の不足といった課題がある中で、道路インフラを適正に維持管理していくことが重要であるため、秋田県道路メンテナンス会議では、市町村の技術的支援に重点をおいた活動等を展開しています。



写真5-1 溝橋点検における点検実習



写真5-2 小規模橋梁点検技術の講習会



写真5-3 点検支援技術の活用講習会
(衝突回避ドローン)



写真5-4 パネル展の開催
(道の駅内)

秋田県道路メンテナンス会議（構成機関）

秋田県建設部道路課	大潟村生活環境課
鹿角市建設部都市整備課	由利本荘市建設部建設管理課
小坂町建設課	にかほ市建設部建設課
大館市建設部土木課	大仙市建設部道路河川課
北秋田市建設部建設課	仙北市建設部建設課
上小阿仁村建設課	美郷町建設課
能代市都市整備部道路河川課	横手市建設部建設課
藤里町生活環境課	湯沢市建設部建設課
三種町建設課	羽後町建設課
八峰町建設課	東成瀬村建設課
秋田市建設部道路維持課	東日本高速道路株式会社東北支社
男鹿市産業建設部建設課	東北地方整備局道路部
潟上市建設部都市建設課	東北地方整備局秋田河川国道事務所
五城目町建設課	東北地方整備局湯沢河川国道事務所
八郎潟町建設水道課	東北地方整備局能代河川国道事務所
井川町産業課	市町村橋梁等長寿命化連絡協議会（オブザーバー）

会 長 東北地方整備局秋田河川国道事務所長
副会長 秋田県建設部道路課長
事務局 秋田県建設部道路課
東北地方整備局道路部
東北地方整備局秋田河川国道事務所道路管理第二課
東北地方整備局東北技術事務所維持管理技術課
東北地方整備局東北道路メンテナンスセンター技術課

問い合わせ窓口（事務局）

- | |
|---|
| ○秋田県 建設部 道路課 道路環境・維持班
電話 018-860-2488（直通） |
| ○東北地方整備局秋田河川国道事務所 道路管理第二課 メンテナンス担当
電話 018-864-2292（直通） |